

総務教育常任委員会資料

(平成25年10月4日)

[件名]

手数料収納方法の見直しについて

【会計指導課】 ……1

会 計 管 理 者

手数料収納方法の見直しについて

平成 25 年 10 月 4 日
会 計 指 導 課

1 主旨

本県における手数料の徴収は、申請者が収入証紙を購入し、申請書に貼付けすることが必要となっているが、申請窓口の近くで証紙を購入できないため申請者に不便をかけている一部の窓口については、証紙による収納に加え現金収納も可能とし、申請者の利便性の向上を図るもの。

2 見直しの内容

同一建物内・敷地内において証紙が購入できない窓口（各高等学校、西部福祉保健局、畜産試験場等）については、当該窓口において現金収納も可能とし、申請者の利便性の向上を図る。

〔・同一建物・敷地内において証紙が購入でき、申請者に不便をかけていない窓口（本庁、中・西部総合事務所、運転免許センター等）、旅券申請窓口については、証紙による収納を継続する。〕

【手数料収納の窓口区分毎の実績と収納方法】

窓 口 区 分	収納件数 (H24 年度実績)		収 納 方 法	
	現 行	見直し後		
同一建物・敷地内において証紙が購入できない窓口 (各高等学校、西部福祉保健局、畜産試験場等) 約 50 窓口	20,398 件 5%	証 紙	証 紙 又は 現金	
同一建物・敷地内において証紙が購入できる窓口 (本庁、中・西部総合事務所、運転免許センター等)、旅券申請窓口 約 70 窓口	389,612 件 95%	証 紙	証 紙	
合 計	410,010 件 100%			

【申請者に不便をかけている例と見直しの効果（例）】

〔・証明書等の申請に証紙の貼付が必要なことを知らず直接窓口を訪れた場合、窓口で説明を受け、金融機関等に向いて証紙を購入し、再び窓口を訪れて申請していたものが、現金収納によりその場でワンストップで申請できるようになる。〕

3 県民への周知

今回の見直しについて、県政だより、新聞、とりネットなどで県民への周知を図るとともに、証紙の販売窓口をとりネット上に地図で表示するなど、証紙購入の情報についても周知に努める。

4 今後の予定

平成 25 年 10 月～ 処理マニュアルの作成等窓口現場の円滑な事務処理の準備、所要の規則改正
平成 26 年 1 月～ 県民への周知（県政だより、新聞、とりネット等での広報）
対象窓口の職員を対象にした説明会の開催等
平成 26 年 4 月 対象窓口での現金収納の開始

5 利便性を向上させる収納方法の検討

今回の見直しに加え、さらに利便性の高い収納方法（電子的な収納方法等）について、引き続き検討する。